



令和3年2月15日
東京都生活衛生審議会

東京都知事
小池 百合子 様

東京都生活衛生審議会
会長 大澤 元毅

令和2年度東京都生活衛生審議会諮問事項について（答申）

令和3年2月3日付2福保健環第1216号で諮問のあったこのことについて、別紙
のとおり答申します。

(別紙)

答申事項 1 浴場業及び旅館業における構造設備及び衛生措置の基準について

1 背景

東京都管内の浴場業及び旅館業における入浴施設の衛生に係る事項については、公衆浴場法、旅館業法に定められているほか、東京都の公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和 39 年東京都条例第 184 号。以下「公衆浴場施行条例」という。）及び旅館業法施行条例（昭和 32 年東京都条例第 63 号）等により規定している。

国は、入浴施設のレジオネラ症対策に関する厚生労働科学研究で、最新の知見等が得られたこと等を踏まえ、公衆浴場及び旅館業における維持管理の指導指針である公衆浴場における衛生等管理要領及び旅館業における衛生等管理要領（以下「衛生等管理要領」という。）を令和元年 9 月 19 日に改正し、保健所を設置する都道府県等が行う規定整備のための技術的助言として示した。

2 浴場業及び旅館業の構造設備及び衛生措置の基準のあり方

国は、レジオネラ症対策の観点から、気泡発生装置等、調節槽、貯湯槽の点検や清掃等に関する事項を衛生等管理要領に新たに規定した。

東京都は、衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、公衆浴場施行条例及び旅館業法施行条例等に定める構造設備及び衛生措置の規定について、別添のとおり見直すべきである。

3 改正にあたっての留意事項

気泡発生装置等について、新たな構造設備基準に適合させるためには、工事を伴うため、新規許可申請や大規模修繕等の際に適用させるなど、既存施設への配慮が必要である。

(別添)

構造設備及び衛生措置の基準のあり方

項目	基準のあり方
気泡発生装置等	衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、レジオネラ症対策の観点から、構造設備基準として、点検、清掃、排水について規定を設けるべきである。
調節槽 (公衆浴場のみ)	衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、レジオネラ症対策の観点から、衛生措置基準として、定期的な点検、清掃、消毒を実施し、汚れやぬめりを除去する旨の規定を設けるべきである。
貯湯槽	現行の条例では、温泉を貯留する槽の衛生措置基準について規定されているが、レジオネラ症対策の観点から、全ての温水を貯留する槽に対象を拡大するべきである。 衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、レジオネラ症対策の観点から、衛生措置基準として、汚れやぬめりを除去する旨の規定を設けるべきである。
浴槽水の消毒	衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、衛生措置基準として、モノクロラミン消毒の濃度を明確に規定するべきである。

答申事項 2 浴場業における男女の混浴制限年齢について

1 背景

東京都では、浴場業における混浴制限年齢については、風紀に必要な措置として、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（昭和 39 年東京都条例第 184 号。以下「公衆浴場施行条例」という。）で規定している。

国は、子供の身体的・精神的な発育状況等が変化していることが予想されていることから、厚生労働科学研究「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」を実施し、令和 2 年 12 月 10 日に、公衆浴場における衛生等管理要領（以下「衛生等管理要領」という。）で規定する混浴制限年齢の引下げを行った。

2 混浴制限年齢のあり方

国は、混浴制限年齢を引下げることで、「公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界の発展が期待される。同時に、子どもたちが公衆浴場で性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避することにもなり、子どもの健やかな発育発達にも寄与できる」とした厚生労働科学研究の結果を受け、衛生等管理要領の改正を行った。

東京都は、衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、公衆浴場施行条例の男女の混浴制限年齢を 10 歳以上から 7 歳以上に引下げるべきである。

3 改正にあたっての留意事項

営業者や都民が、混浴制限年齢の引下げについて理解できるよう、周知期間を十分に設けるとともに、介助の必要な子供が入浴の機会を確保できるよう、丁寧に対応していくことが必要である。